

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進める ことで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先 の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上 に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等 を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を 目指します。その際、災害時等の事業継続や 働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP （事業継続計画）策定の助言等の支援も 進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援）
- c. 専門人材マッチング
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも 年に1回以上 の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働 条件の改善が可能 となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費エネルギーコストの高騰があった場合 には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせ ず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

※約束手形の利用は、令和8年までに全産業界で廃止することが求められています。弊社においても、約 束手形は、できる限り利用しないよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえ て取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウ の開示や知的財産権 の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短 納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担 を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年3月1日

企 業 名 株式会社クラスフォックス
役職・氏名 代表取締役 西川慎吾

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

労務費指針

第1章 総則

第1条(目的)

本指針は、企業が労務費の適切な転嫁を実現するための価格交渉の基本的な考え方および手続きを定め、公正かつ円滑な取引関係を維持することを目的とする。

第2条(適用範囲)

本指針は、企業間取引における価格交渉に関し、労務費の適正な転嫁を図るすべての取引に適用する。

第2章 価格交渉の基本原則

第3条(適正な価格転嫁の原則)

- 労務費の増加に伴い、適正な価格転嫁を行うことが取引の公正性を確保する上で重要である。
- 取引先に対して、労務費の増加分を価格交渉の対象とし、合理的な根拠に基づく価格改定を求めることができる。

第4条(交渉の透明性)

- 価格交渉においては、労務費の増加理由および影響を明確に説明し、客観的なデータを提示することが望ましい。
- 取引先からの合理的な説明要求には誠実に対応するものとする。

第3章 価格交渉の手続き

第5条(交渉の進め方)

- 価格交渉は、相手方に十分な説明を行い、双方の納得のもとで合意を形成することを基本とする。
- 交渉の際には、以下の資料を準備することが望ましい。
 - 人件費の増加を示すデータ
 - 物価上昇や業界平均賃金の推移に関する情報
 - 自社のコスト構造の変化に関する資料

第6条(書面による記録)

- 交渉結果については、書面により記録し、双方が確認できる形で保存することが望ましい。
- 書面には、合意内容、適用開始日、およびその他の重要事項を明記する。

第4章 遵守事項および違反時の対応

第7条(不当な価格据え置きの禁止)

- 労務費の増加にもかかわらず、合理的な説明なしに価格転嫁を拒否することは不公正な取引慣行とみなされる場合がある。
- 公正取引委員会のガイドラインを遵守し、不当な価格据え置きを行わないこと。

第8条(苦情処理および調停)

1. 價格交渉に関する紛争が生じた場合、公的機関(公正取引委員会、中小企業庁等)への相談を検討する。
2. 双方が合意に至らない場合、第三者機関による調停を活用することも可能とする。

第5章 附則

第9条(施行日)

本指針は、2025年3月1日より施行する。